

令和4年度 第3回 西播磨圏域自立支援協議会 相談支援部会

日時 令和4年8月17日(水) 13:30~15:30

場所 オンライン開催 (司会：ふきのとう 記録：すまいる)

1,開会 龍野健康福祉事務所(堤氏)より挨拶

2,コーディネーター連絡会議より(圏域コーディネーター：濱本氏より)

- ・但馬圏域のコーディネーターについて

医療法人敬愛会『生活支援センターほおづき』が受託し、2名体制で対応。

- ・法定研修について

相談支援専門員現任者研修&初任者研修は次回、リモートではなく対面で予定。

相談支援専門員初任者研修では、インターバル期間を設けて、身近な事例を使った研修をスタート。事業所への訪問も予定。各市町の基幹相談支援センターへ、初任研を受ける受講者の情報が事前に行く。基幹のない自治体については、行政に直接情報が行く予定。

- ・兵庫県医療的ケア児支援センターの情報について (別紙あり)

センターが6/15にスタートし、7月中旬までの実績報告として、相談件数は延べ59件。実人数は20名。

今後、相談員やセンターのスタッフそれぞれが、こういった役割で動いていくか。ケア児が病院から退院後に地域へ戻る際、その時点で福祉サービスに繋がっていない実情がある。繋がらず整えられないまま進んでいく事が事実としてある。繋ぎとめていく上でも、その仕組みづくりを行っていきたい。医療従事者が不足しているところの問題もある。県としての体制を考えていきたい。

- ・市町相談支援担当者・基幹相談支援センター等連絡会の開催について

8/1にオンラインにて、基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所、市町の担当者との会議を開催。意見交換を行う。

基幹相談支援センターの役割について…今後、どのように後方支援していくか。人材育成。地域づくり。しかし…日々のケースに追われる実情がある。兵庫県としての基幹相談支援センターの在り方について議論を行った。

3,特定相談支援・障害児支援・地域移行支援・地域定着支援の実施状況について

基幹相談支援センターの実施状況について

【A 事業所】

- ・男性65歳以上の方。介護保険移行に伴い、介護度見直し。要介護2となり、看護小規模多機能を利用する事になる。障害サービス終了。

- ・6～7月にかけてバタバタしていた。児童の件数も増えてきており、対応に追われている。後は利用できる事業所が、なかなか見つからない。

【B 事業所】

- ・赤穂市内のヘルパー事業所が、どこもいっぱいになっており、新規で受けてくれる場所がなくなりつつある。新規で赤穂まで来てくれる事業所があればいいが。

【C 事業所】

- ・体調を崩したり、怪我をされたとの事で、短期入所されるケースが2件あった。
- ・GHで生活されている方が65歳を迎え、支援度も高くなり、施設入所にサービス変更した。
- ・コロナ第7波の影響で、事業所内でコロナが発生して一時的にお休みになる事業所があった。その為、モニタリング等の聞き取りにはすごく時間を要した。

【D 事業所】

- ・GH等、生活の場を考えたい方が、今後も多くなってくると予想される。ヘルパー事業所で、いいところがあれば情報をいただきたい。

【E 事業所】

- ・新規の方で、全くこれまでに障害福祉サービスを受けておられないケースが8件あった。まだまだサービスに繋がっていない方がおられることを痛感した。
- ・ヘルパー自身がコロナ感染し、ヘルプに入れられない実情がある。しかし、ヘルプに入れられない事に対して、利用者の理解を得られない。そこが苦しい。

【F 事業所】

- ・お子さんの相談が多く、利用できる事業所がない。探しても事業所が見つからない。
- ・大人のケースは精神の方が多いため、トラブルはないが、その時々への対応の難しさを感じる。気分が沈みがちになったり、やっと繋いだ事業所とも上手くいかないケースが多い。相談員としての労力もけっこういる。

【G 事業所】

- ・サービス変更の方で男性20～29歳。高等部を卒業後、就労移行支援を利用されていたが、約1年利用し精神的なしんどさが目立ち始めて退所。その後相談員からの紹介で就Bの利用を開始されたため、サービスの変更を行った。就労移行に繋がる理由がわからずに行き始め、お金がもらえるわけでもないのに…みたいところで、上手くいかなかったのかな？と思う。
- ・女性64歳、身体・肢体の方。介護保険へ移行したケースあり。
- ・Q 施設に短期入所で利用されている方について、利用中に施設内でコロナ蔓延し、家に帰れず短期の利用延長をしないといけなくなった。コロナを理由に支給量を増やせるよう、上郡町に相談したが当初は断られた。そうすると、自腹で利用量を支払わなければいけないのか？結局は必要な支給量を出してもらうことができた。このようなケースが他の事業所でもなかったか。上郡町は特に計画書の提出は必要なかった。

A（赤穂市基幹相談支援センターより）…赤穂市では延長したケースがあるが、特にもめずにいけた。

A（イーハトーブより）…短期を14日超えていた時には、計画案プラス理由書の提出が必要だった。

A（赤穂精華園より）…GHで生活されている方がコロナ陽性で、他の利用者と一緒に生活できなくなり、その方が陰性になるまでの期間、10泊11日で短期入所の支給を取る為、今その計画を作っている最中。さかのぼって計画を提出する予定。

短期入所で精華園を利用していたお子さんについて、母親が精神の病院に入院し、ショートを利用された。施設内ではコロナが流行り、母親の入院も長期化し、長い短期入所の日数を支給してもらった。

A（圏域コーディネーターより）…1ヶ月に満たないような支給の指定は市町村によって異なるのか？

→上郡町は、1か月間で出した。

→赤穂市は、30日で出したが、コロナの状況がわからず、3ヶ月後の更新の時に合わせて支給を依頼したら、その通りに出してもらうことが出来た。そのことを上郡町に伝えたら『赤穂市はそんなに出していたのか？』と言われた。行政的には1ヶ月間の支給の方が都合がいいのか。

【H 事業所】

- ・女性30代で広汎性発達障害の方。働きながら自閉症のある子の子育てに疲弊。そこをヘルパー利用にて本人が急速出来る時間が確保できるように調整を行っている。
- ・R4.4月以降、すまいるの中心として携わっていた相談員が、法人内の移動で相談支援から離れつつある。そのケースの引継ぎ等で、慌ただしい日々が続いている。

【I 事業所】

- ・8月から相談員(サカエ氏)が新たに加わった。

【J 事業所】

- ・男性62歳。アルコール依存症で、奥さんの勧めで断酒会に参加したりしていたが、糖尿病を発症し脳梗塞で病院を転々とされていた。その後、障害の施設入所を希望されて、この度、入所が決まった。

【K 事業所】

- ・コロナが宍粟市でも増えていて、2か所ある大型の入所施設もひっ迫している状態。その為、訪問等行けず、更新の方にも会えない。サビ菅にも繋がらず、支給決定だけ前回の計画のまま郵送で、何とか対応している状態。
- ・同行援護を実施している事業所があり、そこは土日対応が可能なところで、利用している方も喜んでおられる。
- ・精神の方の対応で、相談員の疲労が大きい。ゆめぷらんには相談員が2名いるが、2名で相談し話し合いながら、業務を進めている。

【L 事業所】

- ・6～7月は、入所の方の更新(約23件)が重なり、バタバタした。新規の方の対応はその後でお願いして、8月に3件ほど新規を受けている。

【M 事業所】

- ・Q 男性で公立高校を退学した17歳。来春より特別支援学校に通う予定。親のお金を盗むなどしており、放課後等デイは学校に通っている子しか利用できない。昼間にするものがなく、何か出来る事はないか？と相談に来られた。学校に行っていないと放デイは使えない。しかし地活の利用も違う。法の抜け穴におられる感じがする。難しい事案であり、なにかいい案があれば教えていただきたい。就ポツには繋がった。

A (ふきのとうより) …若者サポートステーションの利用はどうか？

【N 事業所】

- ・女性20～29歳の方。知的。2年前より施設入所したが、当初より問題行為が頻発。医療保険入院となり、施設も退所後の受け入れはできないとのことでサービス終了となった。元々は高等部の頃、SNSにはまり、他県の男性が迎えに来て逃げてしまったケース。家族の見守りの希望をもとに施設入所に至った。今思えば、ガチガチにサービスを固め過ぎずに緩く見守りを続けていけば良かったのかも知れない。
- ・ヘルパーの事業は、コロナの影響が大きく人材のやり繰りが大変である。
- ・私たちの事業所の場合、周辺のコロナの情報が事後報告で上がってくることが多い。事前に『コロナが出れば相談支援事業に連絡を…』等、やり取りされたり、事前に情報が上がってくる場合はあるか？

【O 事業所】

- ・コロナの影響が出てきている。担当利用者や保護者等、時々話を聞く。
- ・コロナの時期と暑さもあるのが、精神の人がザワザワしている感じがする。昼夜関係なく電話が入ったり、逆に連絡が全く繋がらない人がいて、そういう時期なのか。
- ・ある方の家族への他害が多くなり、色んな所にレスパイトの意味合いで事業所を探す中で、コロナの影響によって短期入所の受け入れが難しいところが多い。

【P 事業所】

- ・大人のケースを1件持っている。女性30～39歳。小学校のお子さんを虐待で保護。自宅訪問時には家の中の片付けができておらず、ゴミ屋敷状態だった。このままであれば、保護したお子さんを自宅に戻すわけにはいかない為、そこの支援に入っている。

【Q 事業所】

- ・サービス担当者会議までしていた利用者さんがおられたが、利用限度額、負担金が多い為、利用に至らなかったケースがある。
- ・今のところ、コロナの影響は大きく見られない。

【R 事業所】

- ・65歳になれば介護保険に移行するが、赤穂市はその自由度が大きい。65歳を超えて

も障害福祉サービスを利用されている方はおられる。

- ・相談支援専門員と介護保険のケアマネが、お互いを知り合う機会(研修等)を設ける予定。

【S事業所】

- ・7月あたりに障害者の虐待に関する連絡が入った。50代男性。聴覚と知的の障害あり。一般企業に勤め、家族からの虐待を受けられており、一般企業から通告があった。しかし本人は虐待とは捉えておらず、虐待が発生すれば逃げるように本人に伝えている。しかし逃げる感覚がなく、伝わりにくさがある。

【T事業所】

- ・8/12に事務所を移転。
移転先：〒678-1241 兵庫県赤穂郡上郡町山野里 2749-35 愛心園内
T E L 0791-56-6380(変更なし) F A X 0791-56-6371
- ・特別支援教育連携について(別紙あり)

4,情報交換

- ・Q つなぐより…前年度に収入があると、サービス申請時点では無収入でも負担金が発生します。少しでも減免できる方法はないか。
A (赤穂市障がい者基幹相談支援センターより)…前年度の収入はどうしようもない。救済する制度もなかったと思う。

5,閉会

- ・次回予定 令和4年10月19日(水)13時30分～15時30分予定
(司会：みずばしょう 記録：ゆめぷらん)

以上